

議案第一七号

三朝町手数料條例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十四年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和昭和三十四年三月拾七日 議決

三朝町議会議長 加藤 幸太

原案可決

三朝町手数料條例の一部を改正する條例

第二條第一項中

十一 国民健康保険受診証再交付 一件につき金四十円 とあるを

削除する

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和三十四年二月一日から適用する

